

## 岡山大学学都基金における寄付の受入れ方針について

〔 令和 6 年 12 月 23 日 〕  
〔 学 長 裁 定 〕

### （趣旨）

第 1 条 岡山大学学都基金規程（平成 2 6 年岡大規程第 7 6 号）第 1 0 条の規定に基づき、岡山大学学都基金（以下「学都基金」という。）における寄付の受入れ方針について定めるものとする。

### （基本原則）

第 2 条 学都基金への寄付金の受入れ方針については、原則として、国立大学法人岡山大学寄付金受入規程（平成 1 8 年岡大規程第 3 号。以下「規程」という。）第 3 条及び第 4 条に定めるところによる。

### （反社会的勢力からの寄付）

第 3 条 国立大学法人岡山大学反社会的勢力への対応に関する規程（平成 2 7 年岡大規程第 1 7 号）の第 2 条に規定する「反社会的勢力」からの寄付は、規程第 4 条第 1 項第 2 号に規定する「運営上支障があると認める場合」として、受入れない。

### （寄付の返還）

第 4 条 前条による寄付が入金済み等の場合は、返還する。

### 附 則

この裁定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の受入れから適用する。